

令和 8 年 9 月第 4 回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提出

議案番号		付議事件名	ページ
認定第 1 号	1	令和 7 年度(2025 年度)真庭市一般会計決算の認定について	3
認定第 2 号	2	令和 7 年度(2025 年度)真庭市国民健康保険特別会計決算の認定について	4
認定第 3 号	3	令和 7 年度(2025 年度)真庭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	5
認定第 4 号	4	令和 7 年度(2025 年度)真庭市介護保険特別会計決算の認定について	6
認定第 5 号	5	令和 7 年度(2025 年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について	7
認定第 6 号	6	令和 7 年度(2025 年度)真庭市浄化槽事業特別会計決算の認定について	8
認定第 7 号	7	令和 7 年度(2025 年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計決算の認定について	9
認定第 8 号	8	令和 7 年度(2025 年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算の認定について	10
認定第 9 号	9	令和 7 年度(2025 年度)真庭市温泉事業特別会計決算の認定について	11
認定第 10 号	10	令和 7 年度(2025 年度)真庭市水道事業会計決算の認定について	12
認定第 11 号	11	令和 7 年度(2025 年度)真庭市下水道事業会計決算の認定について	13
認定第 12 号	12	令和 7 年度(2025 年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算の認定について	14
認定第 13 号	13	令和 7 年度(2025 年度)岡山県中部環境施設組合一般会計決算の認定について	15
報告第 7 号	14	令和 7 年度(2025 年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について	16
報告第 8 号	15	専決処分の報告について	31
議案第 56 号	16	農業委員会委員の任命について	40
議案第 57 号	17	農業委員会委員の任命について	41
議案第 58 号	18	農業委員会委員の任命について	42
議案第 59 号	19	農業委員会委員の任命について	43
議案第 60 号	20	農業委員会委員の任命について	44
議案第 61 号	21	農業委員会委員の任命について	45

令和 8 年 9 月 第 4 回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和 8 年(2026 年) 9 月 1 日 提出

議案番号		付議事件名	ページ
議案第 62 号	22	農業委員会委員の任命について	46
議案第 63 号	23	農業委員会委員の任命について	47
議案第 64 号	24	農業委員会委員の任命について	48
議案第 65 号	25	農業委員会委員の任命について	49
議案第 66 号	26	農業委員会委員の任命について	50
議案第 67 号	27	農業委員会委員の任命について	51
議案第 68 号	28	農業委員会委員の任命について	52
議案第 69 号	29	農業委員会委員の任命について	53
議案第 70 号	30	農業委員会委員の任命について	54
議案第 71 号	31	農業委員会委員の任命について	55
議案第 72 号	32	農業委員会委員の任命について	56
議案第 73 号	33	農業委員会委員の任命について	57
議案第 74 号	34	農業委員会委員の任命について	58
議案第 75 号	35	動産の買入れについて	59
議案第 76 号	36	岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	63
議案第 77 号	37	工事請負契約の締結について	66
議案第 78 号	38	工事請負契約の締結について	70
議案第 79 号	39	字の区域の変更について	74
議案第 80 号	40	令和 7 年度(2025 年度)真庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	79
議案第 81 号	41	令和 7 年度(2025 年度)真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	81
議案第 82 号	42	動産の買入れについて	83
議案第 83 号	43	令和 8 年度(2026 年度)真庭市一般会計補正予算(第 2 号)について	86

認定第 1 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市一般会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市一般会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 2 号

令和 7 年度(2 0 2 5 年度)真庭市国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市国民健康保険特別会計決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 3 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 4 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市介護保険特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市介護保険特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 5 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について

令和 7 年度真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 6 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市浄化槽事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市浄化槽事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 7 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計決算の認定
について

令和 7 年度真庭市津黒高原観光事業特別会計決算について、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 8 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市クリエイト菅谷事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 9 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市温泉事業特別会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市温泉事業特別会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 10 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 1 1 号

令和 7 年度(2 0 2 5 年度)真庭市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市下水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 1 2 号

令和 7 年度(2 0 2 5 年度)真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計決算について、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

認定第 13 号

令和 7 年度(2025 年度)岡山県中部環境施設組合一般会計決算の認定
について

令和 7 年度岡山県中部環境施設組合一般会計決算について、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 292 条により準用する同法施行令第 5 条第 3 項の規
定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

報告第 7 号

令和 7 年度(2025 年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について

令和 7 年度決算に基づく財政健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

【別紙】

令和7年度(2025年度)決算に基づく財政健全化判断比率等について

●健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.8	—
(12.47)	(17.47)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

備考

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を()、財政再生基準を[]に記載している。
- 3 実質公債費比率が18%以上となった場合は、地方債の発行に許可が必要となる。

●資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	備 考
真庭市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
真庭市浄化槽事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市津黒高原観光事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市クリエイト菅谷事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
真庭市温泉事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率がない場合は、「—」を記載している。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、注記している。
- 3 経営健全化基準は、20%である。

真監査第 19 号
令和 8 年(2026 年)8 月 18 日

真庭市長 太 田 昇 様

真庭市監査委員 須 田 秀 之

真庭市監査委員 福 島 一 則

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率等の審査意見書の提出について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、真庭市長から審査に付された「令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類」について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度（2025年度）

真庭市財政健全化審査意見書

（健全化判断比率及び資金不足比率について）

令和8年（2026年）8月

真庭市監査委員

令和7年度真庭市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年8月18日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、真庭市監査基準に基づき実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は次のとおりである。

(注) 資料中の表に関する数値の単位などについて

- 1 数値の単位は、千円、%、ポイントであり、ポイントとはパーセント間の単純差引値である。
- 2 表中の金額は、千円単位で表示し、原則として千円未満を四捨五入している。
- 3 説明文中及び表中の比率は、国の算定基準に基づき、表示単位未満を切り捨てている。
- 4 符号の用法は、「－」が該当数値のないものであり、「△」が比較により減少したものである。

第1 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

表1 審査の対象となる会計区分等

普通会計	一般会計等		実質赤字比率				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		真庭市後期高齢者医療特別会計					
		真庭市介護保険特別会計					
		真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)					
	法適用公営企業	真庭市水道事業会計					
		真庭市下水道事業会計					
		真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計					
	法非適用公営企業	真庭市浄化槽事業特別会計					
		真庭市津黒高原観光事業特別会計					
		真庭市クワイエット営谷事業特別会計					
		真庭市温泉事業特別会計					
一部事務組合・広域連合		岡山県中部環境施設組合					
		岡山県市町村税整理組合					
		岡山県市町村総合事務組合					
		岡山県後期高齢者医療広域連合					
		岡山県広域水道企業団					
地方公社・第三セクター							

※ 第三セクター等は、債務保証契約を締結していないなどにより、要件に該当する団体はない。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況は次のとおりである。

表2 健全化判断比率の状況（総括）

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	－	－	12.47	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	－	17.47	30.00
③ 実質公債費比率	9.8	10.8	10.9	25.0	35.0
④ 将来負担比率	－	－	－	350.0	—

※ 実質公債費比率は、当該年度を含む過去3か年度の平均値である。

(2) 審査意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体のまちづくり施策等の最も主要な会計である「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率では、実質赤字額がないため「－」で表示している。また、早期健全化基準は、本市の標準財政規模（20,269,356 千円）から算定され、12.47%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の一般会計の実質収支額 1,760,902 千円を、標準財政規模 20,269,356 千円で除して求めた黒字の比率は 8.68%となり、前年度を 1.91 ポイント上回っている（表3）。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市立病院や水道、下水道などの公営企業を含む全会計の実質赤字額（公営企業においては資金不足額）の合計額を、財政規模に対する割合で示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率では、実質赤字額がないため「－」で表示している。また、早期健全化基準は、実質赤字比率の基準値に5%を加えた17.47%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の全会計の実質収支額4,592,701千円を、標準財政規模20,269,356千円で除して求めた黒字の比率は22.65%となり、前年度を2.96ポイント上回っている（表3）。

表3 実質収支額及び資金不足（剰余）額の状況と参考比率

（単位：千円、%、ポイント）

区 分			令和7年度	令和6年度	前年度比較	
					増 減	増減率
一 般 会 計 A			1,760,902	1,363,009	397,893	29.2
標準財政規模 B			20,269,356	20,104,810	164,546	0.8
(参考)実質収支が黒字の場合の比率 A／B			8.68	6.77	1.91	—
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち公営 企業に係る特別会計 以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計	61,857	25,475	36,382	142.8
		真庭市後期高齢者医療特別会計	614	714	△100	△14.0
		真庭市介護保険特別会計	260,933	104,539	156,394	149.6
		真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,730	2,013	717	35.6
	法適用 公営企業	真庭市水道事業会計	472,204	565,117	△92,913	△16.4
		真庭市下水道事業会計	209,751	72,454	137,297	189.5
		真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	1,805,392	1,811,101	△5,709	△0.3
	法非適用 公営企業	真庭市浄化槽事業特別会計	1,079	599	480	80.1
		真庭市津黒高原観光事業特別会計	101	56	45	80.4
		真庭市クワイエット管谷事業特別会計	0	0	0	—
		真庭市温泉事業特別会計	17,138	14,731	2,407	16.3
	公営事業会計合計 C		2,831,799	2,596,799	235,000	9.0
全会計合計 D (A + C)			4,592,701	3,959,808	632,893	16.0
(参考)連結実質収支が黒字の場合の比率 D／B			22.65	19.69	2.96	—

本市において、全会計の実質収支額は全て黒字である。企業会計についても資金不足額は発生していない。実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率又は連結実質赤字比率」は「△」などの負の値で表示するが、ここでは、参考として黒字の場合の比率として正の数値で表している。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金（準元利償還金）を標準財政規模と比較し、借入金返済の負担度を指標化するもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

A 元利償還金

B 準元利償還金

C 特定財源

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率は 9.8%となっており、前年度と比較して 1.0 ポイント低下している（表 4）。また早期健全化基準の 25.0%を引き続き大きく下回っている（表 2）。

表 4 実質公債費比率の状況

(単位：％、ポイント)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比較
				増 減
実質公債費比率（3か年平均）	9.8	10.8	10.9	△1.0
参考：実質公債費比率（単年度）	8.2	10.1	11.1	—

表5 実質公債費比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	令和7年度	令和6年度	前年度比較	
			増 減	増減率
A 元利償還金（繰上償還額除く）	4,016,340	4,331,453	△315,113	△7.3
B 準元利償還金	1,278,393	1,381,589	△103,196	△7.5
真庭市水道事業会計	273,981	315,475	△41,494	△13.2
真庭市下水道事業会計	868,687	926,031	△57,344	△6.2
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	96,965	98,478	△1,513	△1.5
真庭市浄化槽事業特別会計	24,243	26,042	△1,799	△6.9
真庭市津黒高原観光事業特別会計	1,047	2,093	△1,046	△50.0
一部事務組合等への補助金等	12,175	12,175	0	0.0
公債費に準ずる債務負担行為	1,295	1,295	0	0.0
一時借入金の利子	0	0	0	—
C 特定財源	129,728	74,538	55,190	74.0
公営住宅使用料	23,006	32,589	△9,583	△29.4
令和3年度・令和5年度臨時財政対策債償還基金費算入額	106,722	41,949	64,773	154.4
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,807,137	4,006,264	△199,127	△5.0
災害復旧費等に係る基準財政需要額（注1）	3,252,434	3,438,231	△185,797	△5.4
事業費補正により基準財政需要額に算入されたもの（注2）	437,252	440,198	△2,946	△0.7
密度補正により基準財政需要額に算入されたもの（注3）	117,451	127,835	△10,384	△8.1
標準財政規模	20,269,356	20,104,810	164,546	0.8
$(A + B) - (C + D) / (\text{標準財政規模} - D)$	0.0824839	0.1013905	△0.0189066	—
実質公債費比率（単年度） %	8.24839	10.13905	△1.89066	—

実質公債費比率（3か年平均） %	9.8
------------------	-----

A 元利償還金は、一般会計の公債費である。

B 準元利償還金は、主として公営企業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

C 特定財源は、公債費に充当されるものである。

D（注1）…臨時財政対策債、過疎債、合併特別債が主なものである。

（注2）…地域振興費、下水道費、小中学校費の市債償還金が主なものである。

（注3）…水道、病院、簡易水道の企業債償還金である。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金等の実質的な債務額を標準財政規模と比較し、将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (A)}{\text{標準財政規模} - (B)}$$

A 充当可能基金額 + 充当可能特定歳入 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表6 将来負担比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	令和7年度	令和6年度	前年度比較	
			増 減	増減率
将来負担額	47,122,191	48,632,962	△1,510,771	△3.1
地方債の現在高	32,106,573	33,045,584	△939,011	△2.8
債務負担行為に基づく支出予定額	31,019	33,759	△2,740	△8.1
公営企業債等繰入見込額	9,475,649	10,211,425	△735,776	△7.2
組合負担等見込額	87,241	97,546	△10,305	△10.6
退職手当負担見込額	5,420,900	5,244,145	176,755	3.4
設立法人の負債額等負担見込額	809	503	306	60.8
A 充当可能財源等	61,754,709	62,927,990	△1,173,281	△1.9
充当可能基金	27,769,908	28,448,306	△678,398	△2.4
充当可能特定歳入	98,325	120,746	△22,421	△18.6
うち都市計画税	0	0	0	—
基準財政需要額算入見込額	33,886,476	34,358,938	△472,462	△1.4
標準財政規模	20,269,356	20,104,810	164,546	0.8
B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,807,137	4,006,264	△199,127	△5.0
将来負担額 - (A) 標準財政規模 - (B)	△ 0.88885	△ 0.88797	△0.00088	—
将来負担比率	△ 88.8	△ 88.7	△0.1	—

将来負担比率は△88.8%となっており、前年度から0.1ポイント低下している（表6）。

なお、比率が負の値となることは、充当可能な財源が将来負担額を上回ることを表しており、表2では「－」で表示しているが、ここでは参考として、負の値の数値をそのまま記載している。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率

資金不足比率の状況は次のとおりである。

表7 資金不足比率の状況

(単位：％)

公 営 企 業 会 計 の 名 称	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
真庭市水道事業会計	－	－	20.0
真庭市下水道事業会計	－	－	
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	－	－	
真庭市浄化槽事業特別会計	－	－	
真庭市津黒高原観光事業特別会計	－	－	
真庭市クワイエト菅谷事業特別会計	－	－	
真庭市温泉事業特別会計	－	－	

(2) 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、算式は次のとおりである。本市の場合、資金不足は生じていないため、「－」で表示している（表7）。

資金不足比率審査の対象となる会計は、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計である。

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

法適用企業資金不足額 = (A流動負債 + B地方債現在高 - C流動資産) - D 解消可能資金不足額

法非適用企業資金不足額 = (A歳出額 + B地方債現在高 - C歳入額) - D 解消可能資金不足額

法適用企業事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

参考までに、資金剰余額と事業の規模についての状況を示した（表8・表9）。

表8 法適用企業の資金剰余額の状況

(単位：千円)

区 分		年 度	A 流動負債 (注1)	B 地方債現在高 (注2)	C 流動資産 (注3)	D 解消可能資金 不足額	E 資金剰余額	F 事業の規模
法 適 用 公 営 企 業	真庭市水道事業会計	令和7年度	349,397	5,988	827,589	0	472,204	836,045
		令和6年度	218,777	8,651	792,545	0	565,117	826,261
		増減額	130,620	△2,663	35,044	0	△92,913	9,784
	真庭市下水道事業 会計	令和7年度	580,547	0	790,298	0	209,751	390,236
		令和6年度	471,014	0	543,468	0	72,454	346,084
		増減額	109,533	0	246,830	0	137,297	44,152
	真庭市国民健康 保険湯原温泉病院 事業会計	令和7年度	132,045	0	1,937,437	0	1,805,392	966,102
		令和6年度	168,928	0	1,980,029	0	1,811,101	992,700
		増減額	△36,883	0	△42,592	0	△5,709	△26,598

(注1) A 流動負債は、控除企業債等を除く額である。

(注2) B 地方債現在高は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

(注3) C 流動資産は、控除財源を除く額である。

表9 法非適用企業の資金剰余額の状況

(単位：千円)

区 分		年 度	A 歳出額	B 地方債 現在高	C 歳入額(翌年度に 繰り越すべき財源 等を除く)	D 解消可能 資金不足額	E 資金剰余額	F 事業の規模
法 非 適 用 公 営 企 業	真庭市浄化槽事業 特別会計	令和7年度	33,978	0	35,057	0	1,079	894
		令和6年度	40,636	0	41,235	0	599	2,082
		増減額	△6,658	0	△6,178	0	480	△1,188
	真庭市津黒高原 観光事業特別会計	令和7年度	31,517	0	31,618	0	101	37,016
		令和6年度	23,723	0	23,779	0	56	39,485
		増減額	7,794	0	7,839	0	45	△2,469
	真庭市クワイト 管谷事業特別会計	令和7年度	10,003	0	10,003	0	0	10,473
		令和6年度	7,258	0	7,258	0	0	10,830
		増減額	2,745	0	2,745	0	0	△357
	真庭市温泉事業 特別会計	令和7年度	113,227	0	130,365	0	17,138	94,411
		令和6年度	109,014	0	123,745	0	14,731	94,490
		増減額	4,213	0	6,620	0	2,407	△79

いずれの会計も資金不足額を生じておらず、経営健全化計画の策定を求められる水準ではない。

しかしながら、一般会計から繰り出し基準以外の繰入金により収支の均衡を保つ状態の会計もあることから、今後とも経営の健全化には、十分な注意を払って取り組まれない。

む す び

以上のとおり、令和7年度の健全化判断比率の各指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、いずれも実質赤字は生じていない。

実質公債費比率は、9.8%と、前年度と比較して1.0ポイント改善している。

将来負担比率は、実質0.1ポイント低下しており、引き続き充当可能な財源が将来負担額を上回る状況である。

これらの数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、引き続き健全な水準を維持している。

これは、令和7年度においても将来に備えた行財政改革の推進と節度ある財政運営に努めてきた成果であると認められる。

また、法適用公営企業及び法非適用公営企業に係る資金不足比率では、いずれも資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っている状態である。今後もより一層の経費の見直しや業務の効率化を進め、経営基盤の強化に取り組まれない。

最後に、今後の財政経営は、より一層厳しいものになると見込まれることから、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、中長期的な視点にたって、計画的に健全な財政運営の確立に取り組むことが重要であり、収支均衡を基本とした財政運営を堅持し、各比率について、引き続き適正な水準の維持に努められたい。

(参考資料)

標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額で財政規模を表すもので、本市の場合は次表のとりの状況である。財政健全化判断比率は、財政規模に対する割合を求めるため、計算上分母として用いられ、その額の増減は数値の改善や悪化の要因となる。

表 10 標準財政規模の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	前年度比較	
				増減額	増減率
標準財政規模	20,269,356	20,104,810	19,941,397	164,546	0.8
標準税収入額等	6,840,592	6,778,145	6,885,944	62,447	0.9
普通交付税額	13,428,764	13,281,784	12,963,688	146,980	1.1
臨時財政対策債発行可能額	0	44,881	91,765	△44,881	皆減

法適用公営企業と法非適用公営企業

法適用公営企業とは、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。一方、法非適用公営企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

早期健全化基準・財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)9月1日 提出

真庭市長 太 田 昇

別 紙

専 決 処 分 の 概 要 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項として専決処分した事件の概要は、下記のとおりである。

記

番号	専決処分 年月日	損害賠償の 相手方	損害賠償の 額	事件の概要
1	令和8年 7月10日	市内在住者	125,730円	令和8年3月26日午後9時30分頃、相手方車両が市道後谷線を走行中に、路上の倒木に接触し、バンパー等を損傷したものである。
2	令和8年 7月24日	市内在住者	38,665円	令和8年5月9日午後8時45分頃、相手方車両が市道間谷大森線を走行中に、路上の穴に車輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷したものである。
3	令和8年 8月5日	市外在住者	137,577円	令和8年7月2日午前11時20分頃、河内小学校の校舎軒から吹付仕上材が剥がれ落ち、駐車していた相手方車両に当たり、フロントガラス等を損傷させたものである。
4	令和8年 8月10日	市外在住者	179,600円	

※ 本概要書の損害賠償の相手方の住所及び氏名については、個人情報保護に配慮し、掲載していない。

専決処分に係る参考資料

番 号	1
専決処分年月日	令和8年7月10日

所 管 部 署 名	勝山振興局 地域振興課
-----------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 419,100	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 419,100	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 70	④ 30
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 125,730
損 害 の 内 容	物 損	フロントバンパ等の取替え	
車 種 両 別	車種及び年式	スズキスペーシア 平成28年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理後、継続使用	
自 損 の 内 容	自 損 額 (円)	A-⑥ 293,370	B-⑤

事故現場見取図 1

事故現場 真庭市後谷地内（市道後谷線）



専決処分に係る参考資料

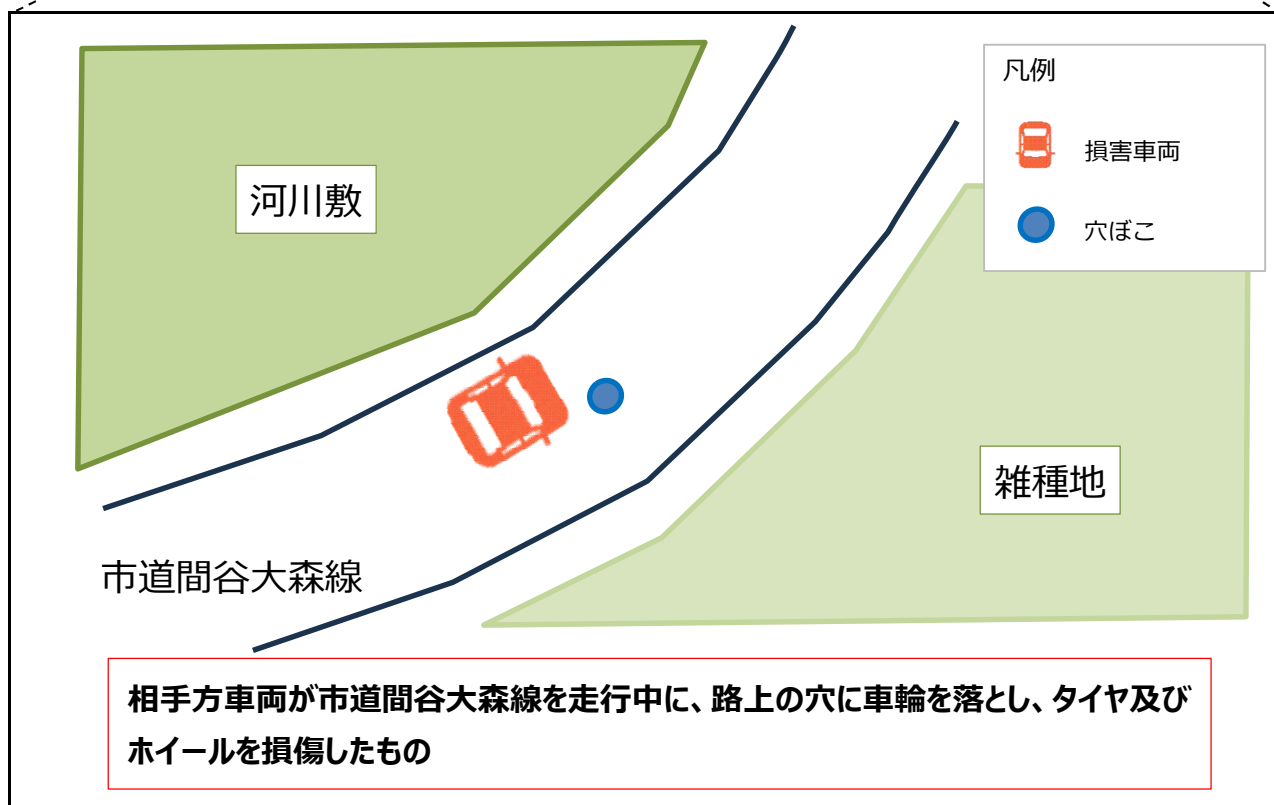
番 号	2
専決処分年月日	令和8年7月24日

所 管 部 署 名	蒜山振興局 地域振興課
-----------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 77,330	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 77,330	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 50	④ 50
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 38,665
損 害 の 内 容	物 損	前輪タイヤ及びホイールの交換	
車 種 両 別	車種及び年式	ホンダフリード 平成29年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理後、継続使用	
自 損 の 内 容	自 損 額 (円)	A-⑥ 38,665	B-⑤

事故現場見取図

事故現場 真庭市蒜山東茅部地内(市道間谷大森線)



専決処分に係る参考資料

番 号	3
専決処分年月日	令和8年8月5日

所 管 部 署 名	教育委員会 教育総務課
-----------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 137,577	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 137,577	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 137,577
損 害 の 内 容	物 損	フロントガラスの取換え	
車 種 両 別	車種及び年式	トヨタヴィッツ 平成24年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理後、継続使用	

専決処分に係る参考資料

番 号	4
専決処分年月日	令和8年8月10日

所 管 部 署 名	教育委員会 教育総務課
-----------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 179,600	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 179,600	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 179,600
損 害 の 内 容	物 損	ボンネットの塗装修理	
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車 種 両 別	車種及び年式	トヨタヤリスクロス 令和4年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理後、継続使用	

事故現場見取図

事故現場 真庭市立河内小学校敷地内



「国土地理院の地図を加工して作成」



凡例

 損害車両(3)

 損害車両(4)

河内小学校の校舎軒から吹付仕上材が剥がれ落ち、駐車していた相手方車両に当たり、フロントガラス等を損傷させたもの

議案第 5 6 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市上中津井 2 2 6 2 番地

氏 名 まつもと まさゆき
松本 正幸

生年月日 昭和 3 3 年 1 1 月 2 3 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 5 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市上水田 6 0 9 4 番地

氏 名 もりたに しんいち
森谷 新一

生年月日 昭和 3 3 年 7 月 9 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 58 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市宮地 1 2 1 3 番地

氏 名 ごとう 後藤 つとむ 勤

生年月日 昭和 31 年 11 月 6 日

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

〔提案理由〕

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 10 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 59 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市向津矢 287 番地

氏 名 みやおか えいじ
宮岡 英二

生年月日 昭和 28 年 5 月 2 日

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 10 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 0 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市下方 3 1 6 番地 1

氏 名 あかいわ 赤岩 ゆう 優

生年月日 平成 5 年 5 月 2 4 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会の委員が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市栗原 1 3 9 6 番地

氏 名 たけむら かずお
武村 一夫

生年月日 昭和 3 9 年 8 月 1 7 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市中河内 1 9 7 1 番地 1

氏 名 かい はら やす お
海原 康雄

生年月日 昭和 3 7 年 1 月 1 1 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 3 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市平松 3 8 番地

氏 名 ふくしま かずのり
福島 一則

生年月日 昭和 2 5 年 1 月 8 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市惣 4 6 4 番地

氏 名 しばた ひろゆき
柴田 博行

生年月日 昭和 2 3 年 3 月 3 0 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 5 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市五反 6 6 6 番地

氏 名 やだに 矢谷 てるお 光生

生年月日 昭和 2 8 年 1 月 2 0 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 66 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市余野下 7 2 3 番地

氏 名 まさやす まさたか
政保 正孝

生年月日 昭和 29 年 9 月 8 日

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 10 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市三田 5 4 番地

氏 名 た か や あ き ひ ろ
高谷 明弘

生年月日 昭和 3 1 年 1 1 月 2 8 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 8 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市岩井谷 1 7 8 番地

氏 名 たかやま やすお
高山 康男

生年月日 昭和 3 8 年 1 1 月 2 4 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 6 9 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市延風 4 6 1 番地 2

氏 名 いけだ かずみち
池田 和道

生年月日 昭和 2 6 年 1 1 月 1 4 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 7 0 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市釘貫小川 6 1 番地 1

氏 名 いけだ 池田 みのる 実

生年月日 昭和 2 8 年 8 月 3 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 7 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市蒜山初和 2 3 2 番地

氏 名 みかも ひでゆき
美甘 英之

生年月日 昭和 4 5 年 2 月 3 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 7 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市蒜山富掛田 2 6 8 番地

氏 名 いけだ くみこ
池田 久美子

生年月日 昭和 3 7 年 1 0 月 2 8 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 7 3 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市蒜山下長田 9 5 1 番地

氏 名 いりざわ やすあき
入澤 靖昭

生年月日 昭和 5 3 年 5 月 9 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 7 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 真庭市蒜山西茅部 5 1 4 番地

氏 名 いしはら たかお
石原 誉男

生年月日 昭和 2 3 年 3 月 2 7 日

令和 8 年(2 0 2 6 年) 9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

[提案理由]

真庭市農業委員会が、農業委員会等に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定の適用を受けており、新たに委員を任命したいため、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものである。

議案第 75 号

動産の買入れについて

下記のとおり動産の買入れをしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年真庭市条例第 55 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物件 | コミュニティバス用中型バス(56 人定員) 1 台 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 31,350,000 円
(うち取引に係る消費税 2,850,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 岡山県真庭市上市瀬 218-1
株式会社トラストワーク 代表取締役 藤原 康行 |

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

動産の買入れを行うに当たり、予定価格が 2,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

件名	コミュニティバス用中型バス購入(共生社会推進課)				
入札方式	条件付一般競争入札				
入札日時	令和 8年 7月16日 9時00分				
入札場所	真庭市役所財産活用課	予定価格(税込)	¥33,202,400円		
購入担当課	共生社会推進課				
落札業者	商号	株式会社 トラストワーク	予定価格(税抜)	¥30,184,000円	
	住所	岡山県真庭市上市瀬 2 1 8 - 1			
代表者	職名	代表取締役	落札額 比較書価格(税抜)	¥28,500,000円	
	氏名	藤原 康行	消費税及び地方消費税額	¥2,850,000円	
整理番号	業者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	株式会社 トラストワーク	¥28,500,000円			落 札
2	有限会社 落合自動車整備工場	¥28,550,000円			
3	東真産業 株式会社	¥28,628,200円			
4	有限会社 石坂モータース 蒜山店	¥28,549,200円			
5	中村モータース	¥28,503,700円			

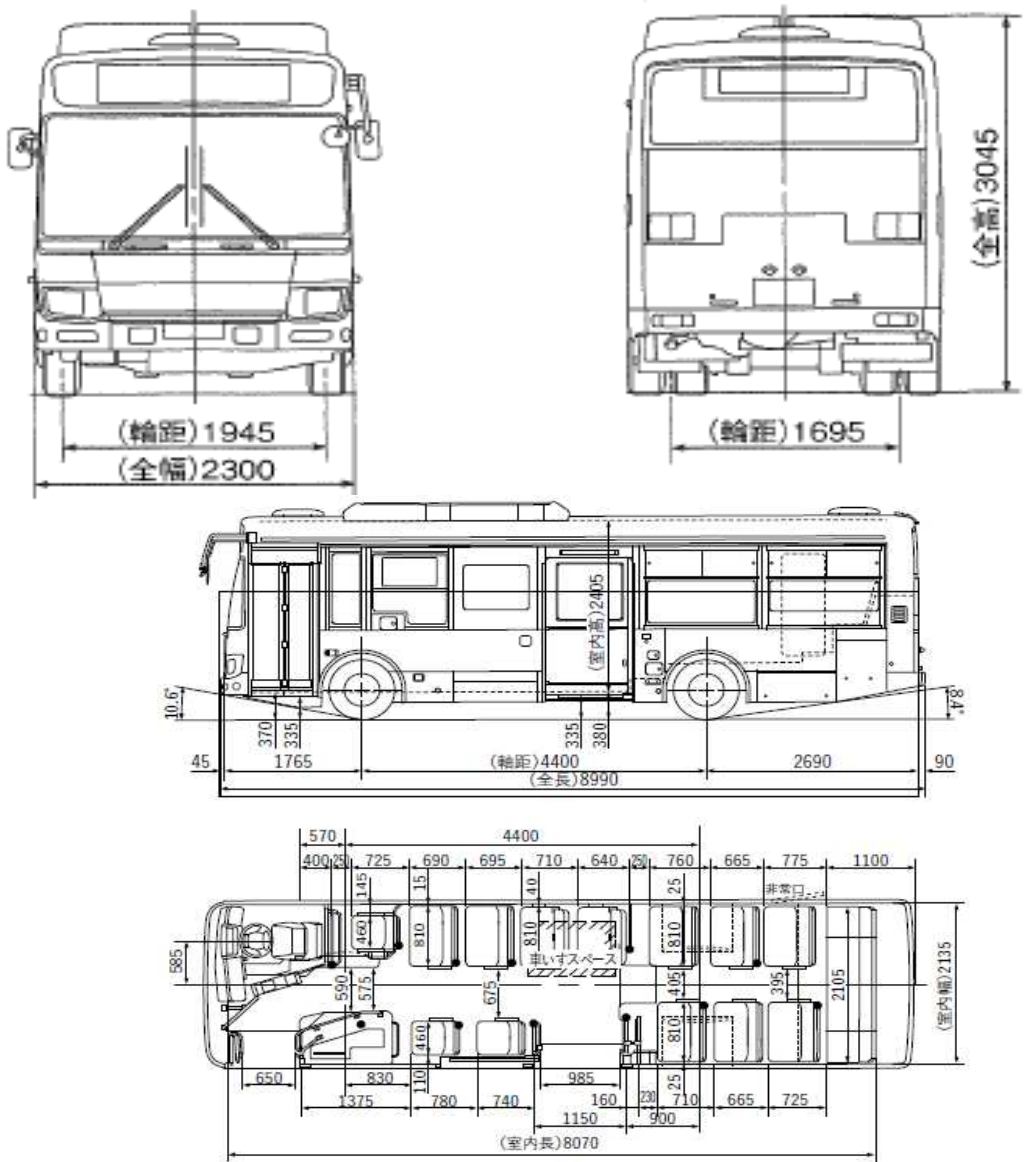
コミュニティバス用中型バス主要諸元表

諸 元 \ 車 種	中型バス
ベース車	日野レインボー
駆動方式	2－4 D (前 2－後 4 駆動)
変速装置	6 速オートマチック
ステアリング	インテグラル式パワーステアリング
エンジン形式	直列 4 気筒直接噴射式
総排気量	5. 1 9 3 L
使用燃料・タンク容量	軽油・1 3 0 L
車両総重量	1 1, 3 7 5 k g
乗車定員	5 6 名 (座席 2 8 名、立席 2 7 名、乗務員 1 名)
ホイールベース	4, 4 0 0 m m
全長	8, 9 9 0 m m
全幅	2, 3 0 0 m m
全高	3, 0 4 5 m m
主な装備品	ドライブレコーダー、後方安全確認用バックカメラ、運賃・行先表示器、車いす等固定装置、乗降中表示灯

■ 外観写真



■ 寸法等 (単位 : mm)



議案第 76 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、岡山県後期高齢者医療広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)9月1日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

医療法の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更があったため、規約を変更することに関し、地方自治法第291条の3第3項の規定により広域連合を組織する関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年岡山県指令市第15号)の一部を次のように変更する。

第17条第1項第3号中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約一部変更新旧対照表

新	旧
(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)・(2) (略) (3) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の交付金 (4)・(5) (略) 2 (略)	(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)・(2) (略) (3) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>の交付金 (4)・(5) (略) 2 (略)

議案第 77 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 塵芥処理臨時管理費 |
| 2 工事名 | 北部地区中継施設整備工事 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 211,200,000円
(うち取引に係る消費税19,200,000円) |
| 5 契約の相手方 | 岡山県真庭市本郷1782番地1
株式会社三木工務店
代表取締役 三木 悠一郎 |

令和8年(2026年)9月1日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

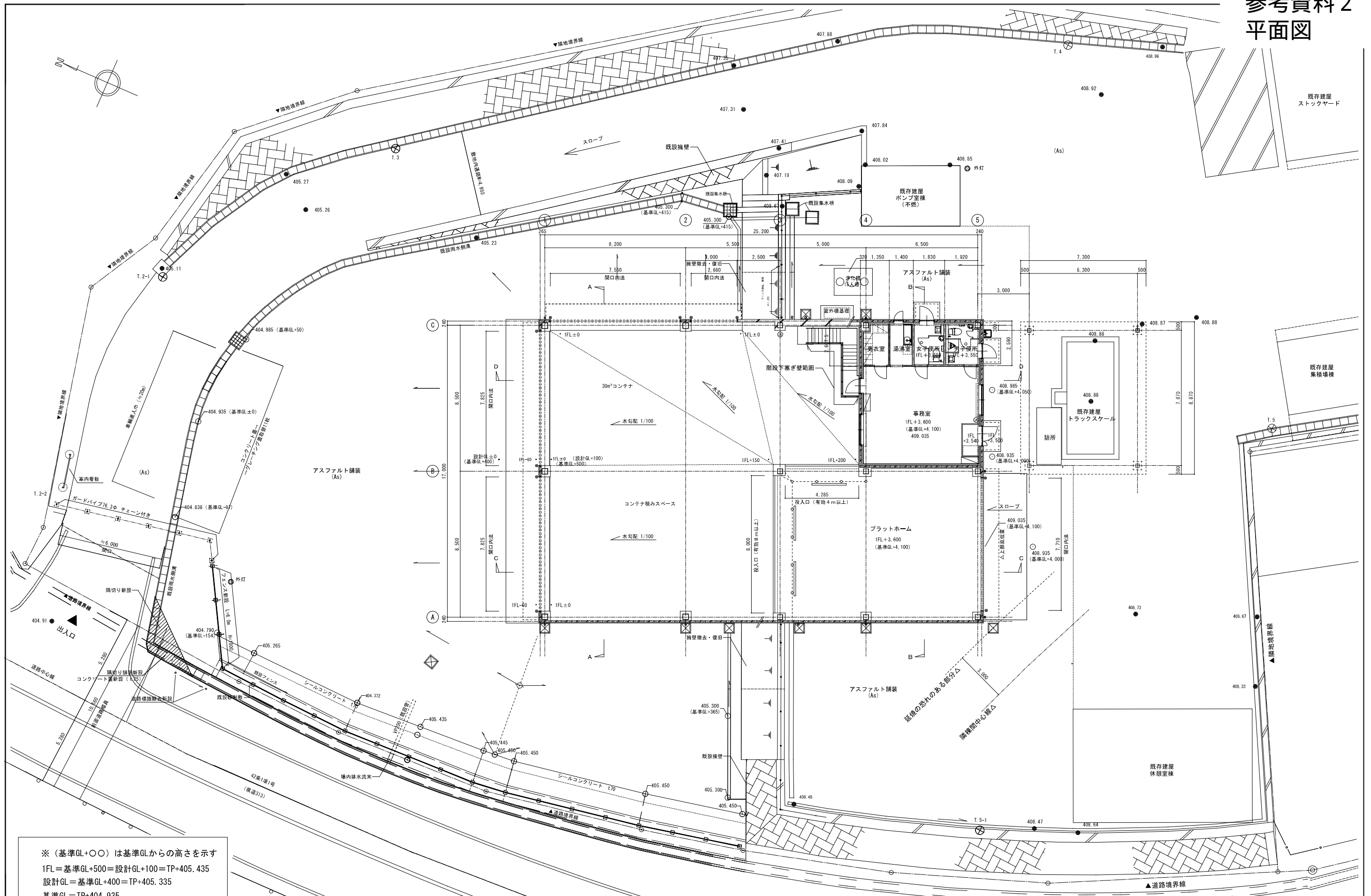
[提案理由]

北部地区中継施設整備工事を行うに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

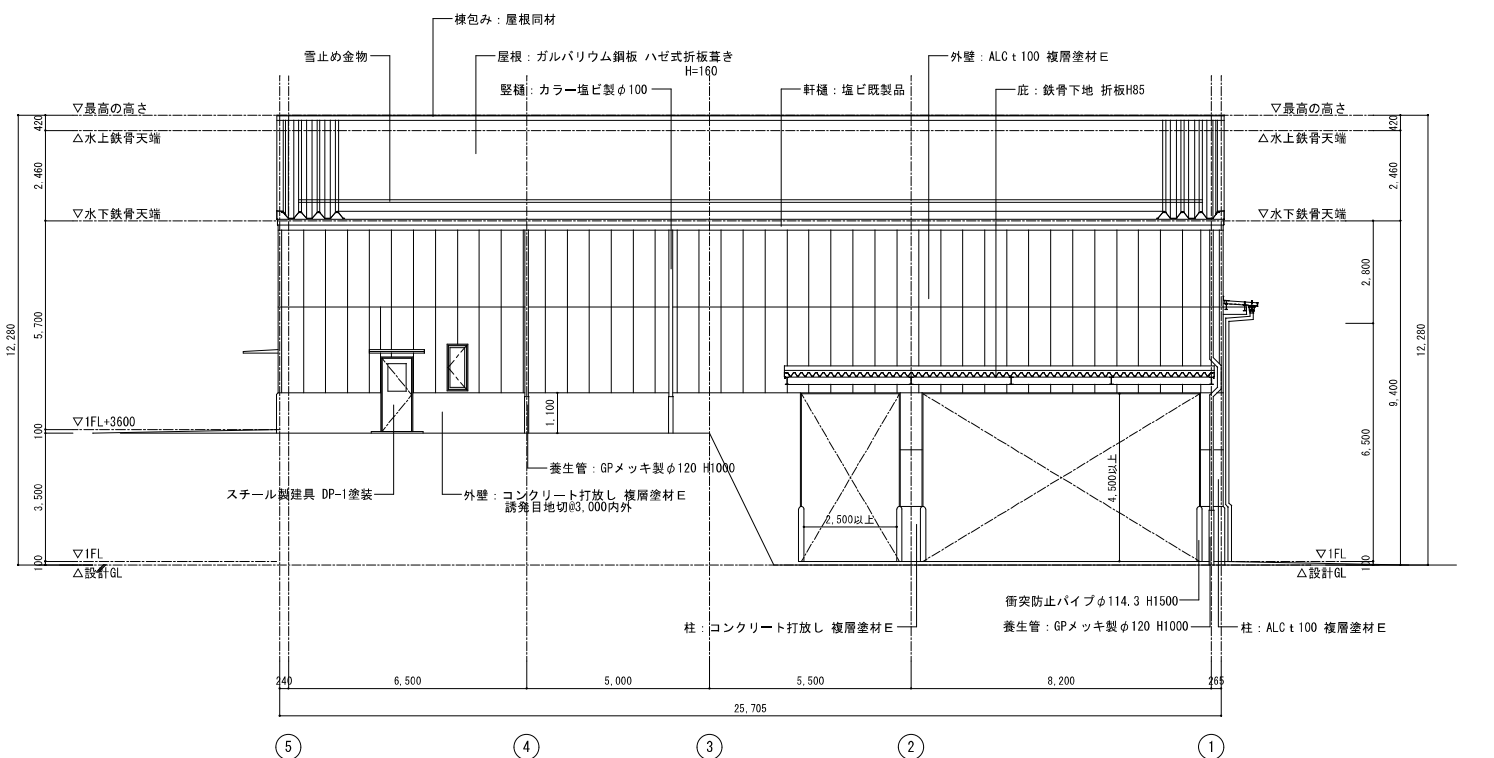
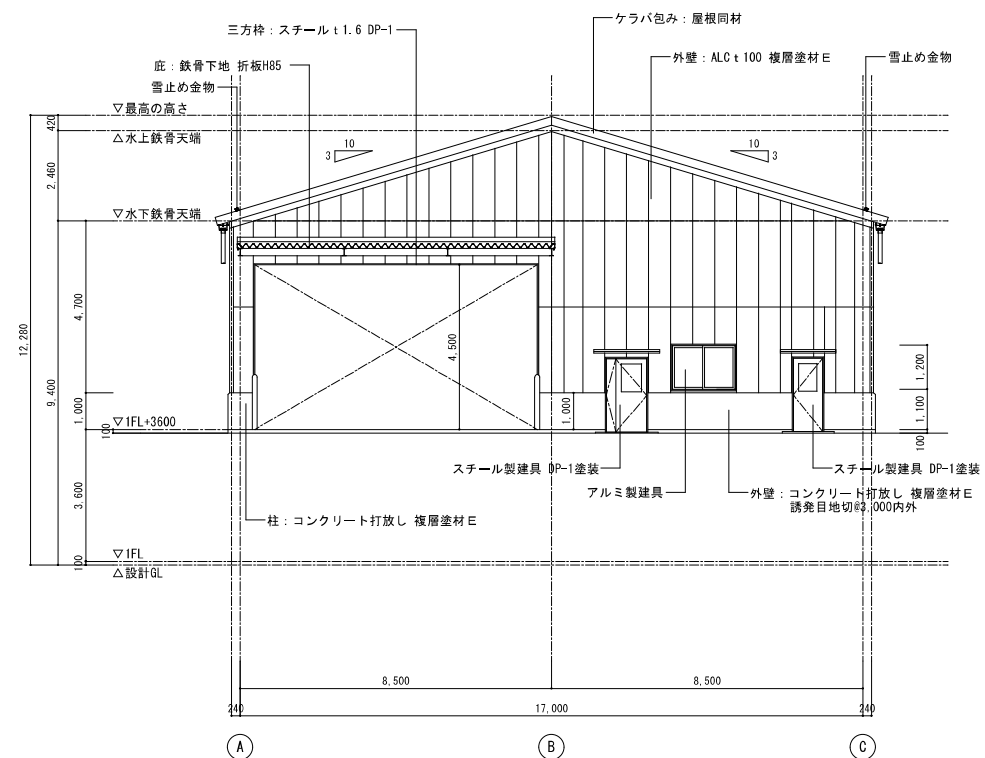
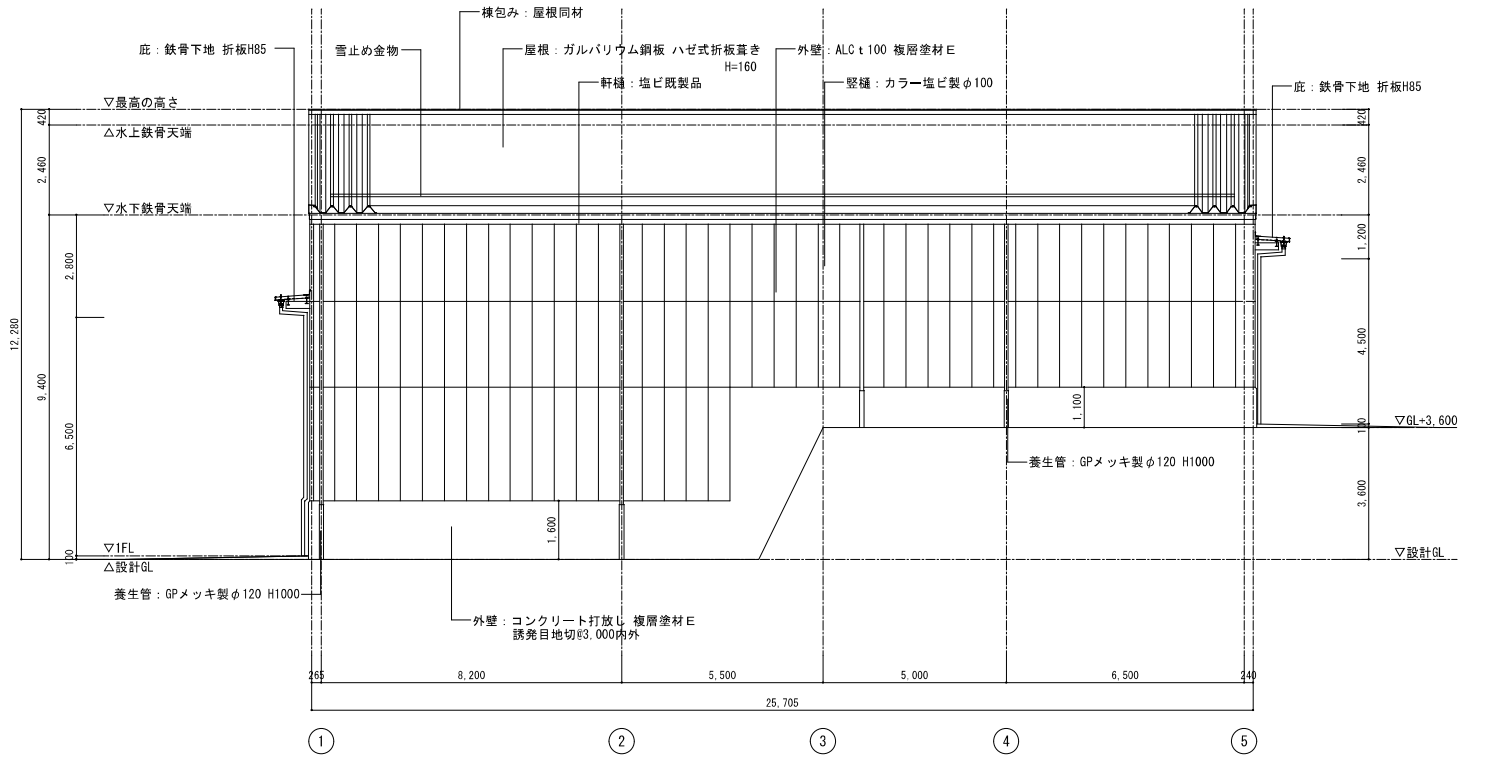
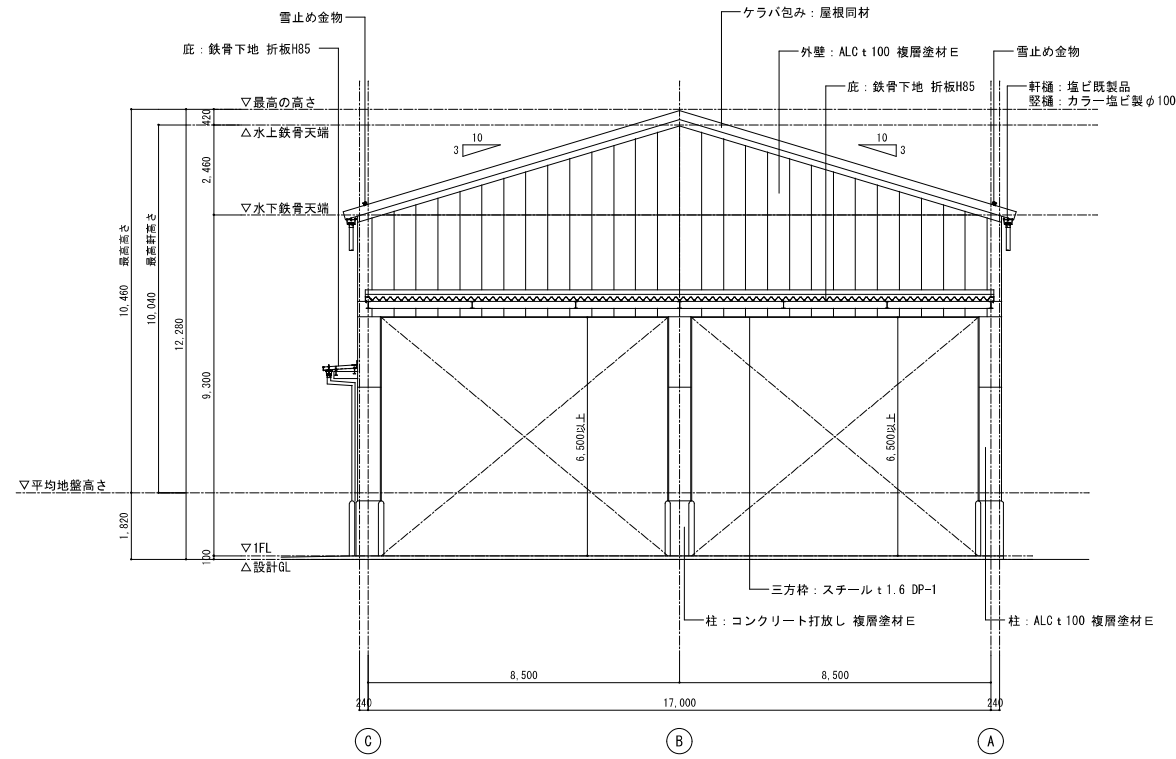
入札執行調書

件名		北部地区中継施設整備工事					
入札方式		指名競争入札					
入札日時		令和 8年 7月15日 10時07分					
入札場所		真庭市総務部財産活用課		予定価格（税込）		¥212,520,000円	
施行担当課		クリーンセンターまにわ					
落札業者	商号	株式会社 三木工務店		予定価格（税抜）		¥193,200,000円	
	住所	岡山県真庭市本郷 1 7 8 2 番地 1					
代表者	職名	代表取締役		落札額 比較書価格（税抜）		¥192,000,000円	
	氏名	三木 悠一郎		消費税及び地方消費税額		¥19,200,000円	
整理番号	業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回		結果
1	株式会社 三木工務店		¥192,000,000円				落札
2	梶岡建設 株式会社		¥196,000,000円				
3	株式会社 大和建設		¥196,350,000円				
4	志田工業株式会社		¥196,500,000円				
5	鳥越工業株式会社		¥197,000,000円				
6	県北外装株式会社		¥197,100,000円				
7	株式会社 三協商建		¥198,000,000円				
8	谷口建設 株式会社		¥198,900,000円				
9	ワイテック工業 株式会社		¥199,200,000円				
10	株式会社 森本組						辞退
11	株式会社タブチ						辞退
12	三和建設 株式会社						辞退

参考資料 2
平面図



※ (基準GL+〇〇) は基準GLからの高さを示す
1FL=基準GL+500=設計GL+100=TP+405.435
設計GL=基準GL+400=TP+405.335
基準GL=TP+404.935



議案第 78 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 畜産バイオマス発電施設整備事業 |
| 2 工事名 | 真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計・施工工事 |
| 3 契約の方法 | 随意契約(公募型プロポーザル方式) |
| 4 契約金額 | 935,000,000円
(うち取引に係る消費税85,000,000円) |
| 5 契約の相手方 | 極東・梶岡特定建設工事共同企業体
代表者 大阪府大阪市中心区淡路町二丁目5番11号
極東開発工業株式会社 代表取締役 布原 達也 |

令和8年(2026年)9月1日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計・施工工事を行うに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

[illegible]

真庭市畜産バイオマス発電施設整備設計・施工工事概要

○施設概要

施設規模	バイオガス化施設 14.0t/日
処理方式	メタン発酵処理（湿式・中温処理）
処理対象物	・家畜ふん尿 10.9t/日 ・パーラー排水 2.0t/日 ・再生敷料 1.1t/日 合計 14.0t/日
主要設備	・受入・供給設備 ・前処理設備 ・メタン発酵設備 ・バイオガス利用設備 ・発酵残渣処理設備（固液分離・再生敷料製造） ・消化液貯留設備 ・電気・計装制御設備
バイオガス利用	・バイオガスコージェネレーションによる発電 ・発電電力は所内利用し、余剰電力が生じる場合は非 FIT での活用 ・発生熱は発酵槽加温、ロードヒーティング、牛の飲水加温等に利用
発酵残渣の利用	・固液分離後の固体残渣は再生敷料として利用 ・消化液は牧草等の肥料（液肥）として利用 ・発酵残渣は全量利用
消化液貯留設備	1,100m ³ 以上の貯留能力を確保
建設場所	公益財団法人中国四国酪農大学校 地内（岡山県所有） ・第二牧場：主要プラント設備、消化液貯留設備
工期	着手：工事請負契約締結日 から 竣工：令和 10 年 3 月（予定）

※ 本工事は設計施工一括方式であり、具体的な構造、配置及び寸法等は、要求水準を満たす範囲で実施設計により決定する。

○本工事の範囲

本施設の建設	・工事事前調査 ・実施設計 ・本工事に係る各種許認可申請や届出等の手続、資料作成 ・市が行う各種許認可申請や届出、関係報告等に係る資料作成等の協力及びサポート ・施工及び施工管理 ・試運転、性能確認及び引渡し ・運転管理者への運転指導 ・完成図書の作成 ・本市が行う近隣対応等への協力
--------	--

施設整備計画図



議案第 79 号

字の区域の変更について

本市内の別紙の表の左欄に掲げる土地について、同表右欄に掲げる字の区域とするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

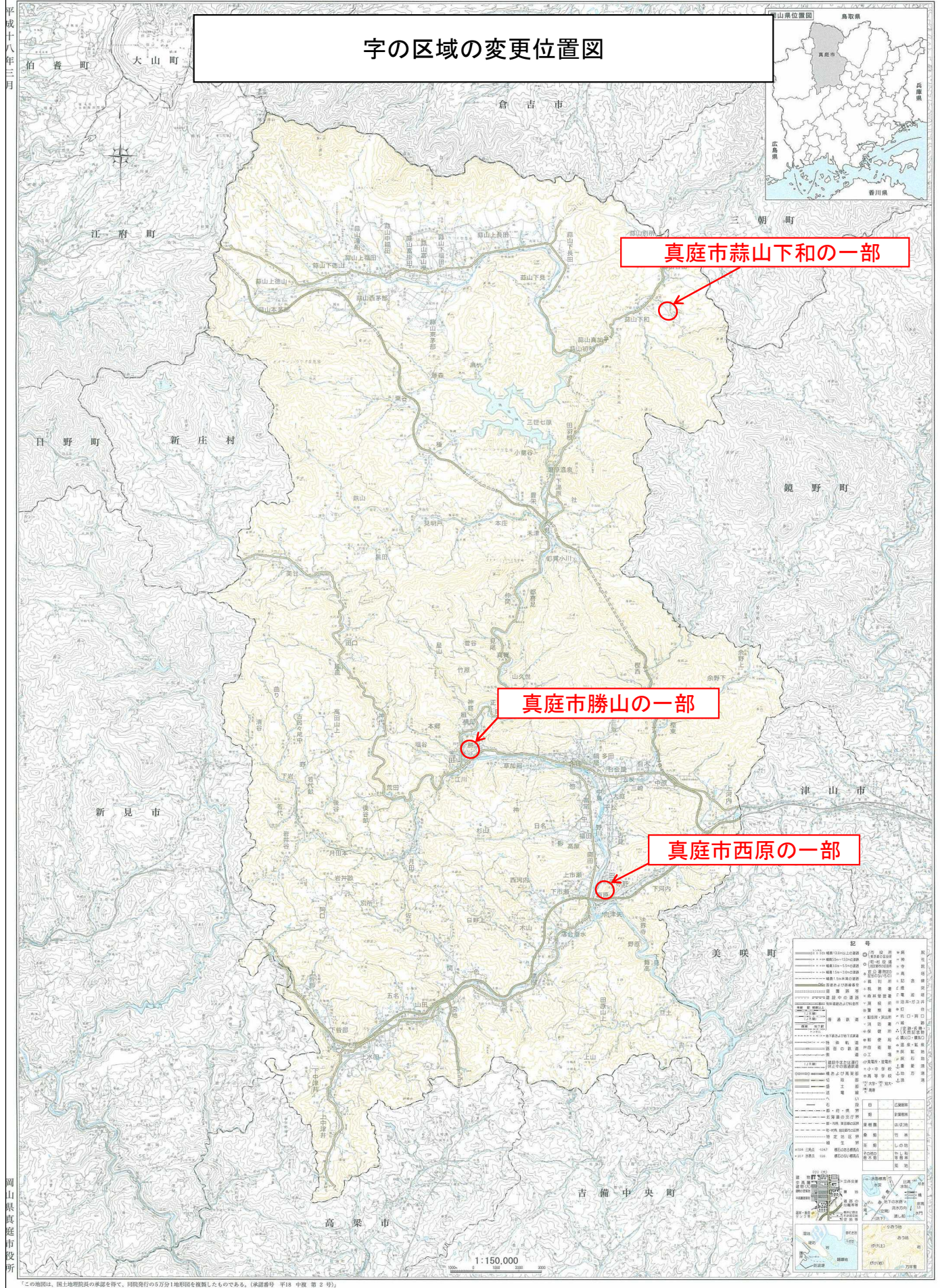
令和8年(2026年)9月1日 提出

真庭市長 太田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	

[提案理由]

真庭市内の土地73筆について、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。



変 更 調 書

左 欄 (変更前)			右 欄 (変更後)	
真庭市勝山	中町屋敷	187 番 3	真庭市勝山	旦西
		196 番 2		
真庭市勝山	化生寺前番所跡	640 番		
真庭市勝山	旦西	658 番	真庭市勝山	矢場
		668 番 3		
真庭市勝山	旦	711 番	真庭市勝山	新長屋
真庭市勝山	寺屋敷	727 番	真庭市勝山	寺ノ旦
真庭市勝山	南新町屋敷	319 番	真庭市勝山	鳴戸
真庭市勝山	北鳴戸	360 番		
		360 番 1		
		360 番 2		
真庭市勝山	北新町屋敷	266 番	真庭市勝山	中川町屋敷
		266 番 3		
		269 番 2		
真庭市勝山	中川町屋敷	263 番 3	真庭市勝山	北新町屋敷
		263 番 5		
真庭市勝山	新長屋	675 番		
		676 番		
		679 番		
		691 番		
真庭市勝山	塩屋敷	317 番	真庭市勝山	南新町屋敷
真庭市勝山	旦	739 番 2	真庭市勝山	寺屋敷
真庭市勝山	旦新町口番所跡	616 番	真庭市勝山	八幡屋敷
真庭市西原	笠岩	6 番 3	真庭市西原	下庄田
		6 番 8		

変 更 調 書

左 欄 (変更前)			右 欄 (変更後)	
真庭市西原	且ノ鼻	492 番 3 497 番 5 497 番 6	真庭市西原	笠岩
真庭市西原	上光寺	302 番 19 320 番 9	真庭市西原	土居原
真庭市西原	土居原	301 番 7 301 番 10 301 番 11	真庭市西原	清水
真庭市西原	土居原	299 番 5 303 番 1 303 番 12 303 番 15	真庭市西原	上光寺
真庭市西原	土居原	316 番 4 316 番 5 316 番 7 316 番 10 316 番 14 324 番 1 324 番 2 324 番 4 324 番 5 324 番 6 331 番 8 331 番 10 332 番 3 333 番 9	真庭市西原	ミロク

変 更 調 書

左 欄 (変更前)			右 欄 (変更後)	
真庭市西原	土居原	547 番 1	真庭市西原	ミロク
真庭市西原	上光寺	334 番 4		
真庭市西原	横路	388 番	真庭市西原	桧峪
真庭市西原	且ノ鼻	468 番 7	真庭市西原	井手上
真庭市西原	井手上	451 番	真庭市西原	宮ノ前
		458 番 3		
真庭市西原	丸山下	483 番 7		
真庭市西原	堂ノ且	430 番	真庭市西原	宮ノ後
		431 番		
真庭市西原	若宮	421 番 1	真庭市西原	且
		422 番 1		
		423 番 1		
真庭市西原	宮東	424 番 1		
		424 番 2		
真庭市西原	宮ノ後	425 番 1		
		425 番 2		
		435 番		
		436 番		
		437 番		
		438 番		
真庭市蒜山下和	後谷	1064 番 2	真庭市蒜山下和	津黒仙
		1065 番 1		

議案第 80 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 7 年度真庭市水道事業会計未処分利益剰余金 204,198,727 円
のうち 200,000,000 円を減債積立金に積み立てるため、地方公営企
業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求
める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

令和 7 年度真庭市水道事業会計未処分利益剰余金のうち一部を減債積立金に
積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求
めるものである。

令和 7 年度真庭市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3, 214, 202, 739	112, 057, 872	204, 198, 727
議会の議決による処分額	0	0	△ 200, 000, 000
減債積立金の積立	0	0	△ 200, 000, 000
処分後残高	3, 214, 202, 739	112, 057, 872	（繰越利益剰余金） 4, 198, 727

（注） この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

議案第 81 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金 27,868,401 円のうち 20,000,000 円を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

令和 7 年度真庭市下水道事業会計未処分利益剰余金のうち一部を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

令和 7 年度真庭市下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,235,127,026	438,707,316	27,868,401
議会の議決による処分額	0	0	△ 20,000,000
減債積立金の積立	0	0	△ 20,000,000
処分後残高	8,235,127,026	438,707,316	（繰越利益剰余金） 7,868,401

（注）この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

議案第 82 号

動産の買入れについて

下記のとおり動産の買入れをしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年真庭市条例第 55 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 購入物件 岡山県公立学校における 1 人 1 台端末(Chromebook)
955 台
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 60,414,255 円
(うち取引に係る消費税 5,492,205 円)
- 4 契約の相手方 未来を共創する GIGA スクール整備共同体
代表者 岡山県備前市伊部 1722-1
株式会社ラインズオカヤマ
代表取締役 松井 秀之

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

動産の買入れを行うに当たり、予定価格が 2,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

[illegible]

参考資料 2

学習者用コンピュータ主要仕様

メーカー及びモデル番号	レノボ・ジャパン合同会社 Lenovo 500e Chromebook Gen 4s 83L5S00100
台数	955 台
形状	コンバーチブル型
OS	ChromeOS
CPU	インテル® プロセッサー N100
ストレージ	eMMC 64GB
メモリ	4GB
画面	11.6 型 IPS ゴリラガラス/タッチパネル
無線	インテル® Wi-Fi 6 AX203 a/b/g/n/ac/ax
キーボード	日本語キーボード（防滴）、外れにくいキーキャップ（固定ツメ）、防滴キーボード
カメラ機能	インカメラ：HD 720p カメラ（プライバシーシャッター付）/アウトカメラ：500 万画素 カメラ（オートフォーカス対応）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子
外部接続端子	USB Type-C 3.2 Gen2（データ転送/給電/DisplayPort Alt-mode）×2、USB 3.2 Gen1×1、HDMI×1、コンボ・ジャック、ケーブルロックスロット
バッテリー	最大駆動時間約 16.7 時間
重さ	1.33kg
その他	MIL-STD-810H に準拠した堅牢性 ペンシルタッチ機能（ハードペンシルペン）

議案第 83 号

令和 8 年度(2026 年度)真庭市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 8 年度真庭市一般会計補正予算(第 2 号)について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	